

第5回公立保育所のあり方懇話会 報告

開催日時	令和7年6月5日(木) 午後7時～午後9時5分
開催方法	オンライン(Zoom)
出席者	【委員】 瀧川座長、ト田職務代理者、岡田委員、梅本委員、小西委員、 保護者委員(七松保育園) ※保護者委員(神崎認定こども園)は欠席 【尼崎市】 北村こども青少年局長、山根保育企画課長、三木保育運営課長、 山口保育運営課係長、山崎保育管理課長、事務局(福山係長、北口書記)
協議事項等	(1) 公立保育所7所の位置付けの検討 (2) 移管条件等の検討 (3) その他
資料	資料1:公立保育所15所の位置付けの検討 資料2:保育施設情報 資料3:保育施設等マップ 資料4:移管済み保育所一覧 資料5:民間移管の条件等について

次第

1 開会

○会議の成立・傍聴の有無・配付資料の確認

2 協議事項等

(1)公立保育所7所の位置付けの検討

資料1～4に基づき、事務局より説明後、質疑及び意見交換等(内容は議事要旨のとおり)

(2)移管条件等の検討

資料5に基づき、事務局より説明後、質疑及び意見交換等(内容は議事要旨のとおり)

(3)その他

事務局より連絡事項を報告

協議事項(1) 議事要旨

発言者	発言内容
座長	本日は、前回の懇話会で議論できなかった今北保育所と水堂保育所の位置付けを協議したい。どちらも歴史的背景のある地区に所在する保育所といった共通項があるので、この2所はワンセットで協議することとしたい。今北保育所と水堂保育所について議論した後、前回の懇話会で協議した5所の公立保育所について、地区やブロックの配置バランスを見ながら、改めてご意見を頂戴したい。
委員	今北保育所と水堂保育所は歴史的背景のある地区に所在する保育所であり、人権保育の拠点としての役割を果たす必要性から公立で存続させる意義は大きいと考えている。仮に今北保育所を民間移管すると、大庄地区の公立保育所は大庄保育所のみになるが、大庄保育所では現状、医療的ケア児の受入を行っていない。そのため、大庄地区の今北保育所を公立存続園として建て替え、医療的ケア児を受け入れるようにするべきだと考えている。

発言者	発言内容
委員	過去、歴史的背景がある地域において、地域の団体が移管先法人に手を挙げた事例があるように聞いている。今北保育所や水堂保育所は複合施設でもあり、それらの地域の方々は、どのような思いを持っているのか。
事務局	歴史的背景のある地区は市内に6地区あり、そのうち、ある地区の公立保育所を民間移管する際、地域団体が地域の子育ての拠点機能を担いたいと社会福祉法人を立ち上げ、移管先に選定された事例がある。なお、当該団体は、地域総合センターの指定管理者として施設の管理運営も担っている。
委員	今北地区や水堂地区との協議に関してはどうか。
事務局	いずれの地区も、現在、地区の支部長等と調整中という段階である。まずは、地域総合センターや保育所など公共施設の建替をいつ頃行うのかといった話を中心に協議を続けているところである。地域の方々が保育所の担い手として手を挙げる意思があるのかについては、現在のところ、そうした動きは把握していない。
保育運営課長	先程、委員から人権保育について意見があったので、現在の公立保育所の状況を説明させていただきたい。歴史的背景のある地区については、平成14年以前までは各地区の調整役の方に人権保育を推進してもらっていたが、平成14年に国の事業が終了した後は、当該地区に限らず、市内の全公立保育所で人権保育を推進していく形に転換させていただいた。現在、市内の15公立保育所で人権保育を実施している。
座長	今北保育所と水堂保育所は平成19年度の基本的方向では民間移管園とされているが、いずれも地域総合センターとの複合施設になっているため、建替を行う場合、公立の地域総合センターと民間の保育所を一体的に建て替えるのか、それとも、別個に建て替えるのか、いずれの方法か伺いたい。
事務局	現在、庁内の関係部署と調整中の段階ではあるが、現状、保育所は保育所で、地域総合センターは地域総合センターで、それぞれ独立して建て替える方向で協議を進めている。
委員	それぞれ独立して建て替えるとのことだが、それは保育所を民間移管することを前提した想定か。公立として存続させることになった場合も、独立して建て替えるのか。
事務局	今北保育所や水堂保育所を公立で存続させるか、民間移管園にするかは、現在、懇話会で協議いただいているところであり、公立存続、或いは民間移管を前提に庁内で検討しているものではない。ただ、いずれの建物も昭和40年代の建造物で老朽化が進行しており、公立で残すにしても、民間移管するにしても、建て替えは急務であると認識しており、同じ敷地の中で現地建替を行うのか、別の場所に移転して建て替えるのかを、地域総合センターや公共施設を所管する部署と現在調整を進めているところである。
委員	保護者が保育所を選ぶときに重視するのが、自宅からの距離であるとお伝えしたが、市内の保育施設の分布状況を見ると、今北保育所と水堂保育所の間付近や大庄地区の北部に保育施設が少ないため、今北保育所と水堂保育所を統合し、新たな公立の統合園を設置できれば、周辺地域の保護者は喜ばれるのではないだろうか。

発言者	発言内容
委員	<p>尼崎市における人権保育の蓄積をどのように次代につなげていくのが課題になっている。特に若い保育士が増え、世代交代が起こる中、これまで積み上げてきたものを時代の変化に合わせながら継承していくことが重要になってくる。人権保育の場合、原点として地域の現実を学ぶことが重要であり、地域とつながり地域の声を聞きながら人権保育を形成してきた部分を公立の責任として存続させることも、検討の際に必要な視点ではないかと考えている。</p>
座長	<p>平成19年度に基本的方向を策定した当時、今ほど民間の保育施設が増えることを想定していなかったのではないかと。その後、法人保育園等が増え、今も民間同士の競争が見られる中、さらに民間移管を推し進めると競争が激化することが想定される。</p> <p>先ほど委員から発言があったように、今北保育所と水堂保育所を公立として建て替える場合、両園を統合する案も選択肢としてはあり得ると思う。もちろん、それぞれの地域の歴史的背景も検討にあたっての大切な要素だが、民間の保育施設がこれほどまでに増加し、時代も変化しているとの認識の下、再配置を検討する視点があってもよいのではないだろうか。</p> <p>それでは、今北保育所と水堂保育所の位置付けについては、一旦、ここで区切らせていただき、前回の懇話会で、地区やブロックの配置バランスを見て判断する必要があるのではないかとといったご意見もいただいているので、前回議論した5所の保育所について、改めて追加の意見を求めたい。</p>
委員	<p>武庫南保育所を民間移管してしまうと、武庫地区の医療的ケア児の受入れ体制が脆弱になる。今北保育所や水堂保育所を公立で残し、武庫地区を含めた地域の医療的ケア児を受け入れてはどうか。</p>
委員	<p>武庫南保育所、水堂保育所、今北保育所の位置付けを地域バランスの中で考えた時、この懇話会では「歴史的背景のある水堂保育所と今北保育所を公立存続で」という流れになっており、その前提に立てば、武庫南保育所を民間移管してもバランスは一定取れるように思う。</p> <p>その一方、武庫南保育所は元々公立存続園の位置付けであり、民間移管は在園児が全て卒園してからでなければ実施できない制約があるため、老朽化した施設の整備着工の遅れが課題として残ってしまう。</p>
委員	<p>公立保育所は、南北関係なく各地区に2所ずつ存続させるのが適当だと考えている。中央地区は北難波と築地、小田地区は杭瀬と次屋、大庄地区は大庄と今北でちょうど2所ずつになる。特に大庄地区の南部は、現状、医療的ケア児の受入施設まで相当距離があるため、今北保育所を公立で残す意義は大きいと考えている。立花地区は塚口と大西と水堂の3所になるが、武庫地区と併せてバランスを考えてはどうか。園田地区は園田と戸ノ内の2所でバランスは取れている。</p>
委員	<p>出生数が減少を続ける今の時代、民間移管を未だに続けるのはいかなものか。国も市も財政状況が好転しており、公立存続を前提に市で建替えを行い、運営を続けた方が保護者にとっても子どもにとってもよいことではないか。</p>
座長	<p>2024年に出生数が70万人を切り、少子化が予想を上回る速度で進行している。民間移管を決定し、施設の建替えを行う時期に、どれくらい子どもがいるのかを見越して考える必要があるのではないだろうか。</p>

発言者	発言内容
座長 (前頁からの続き)	平成19年度の方向性のままに民間移管を行うのか、出生数の減少を踏まえ、民間移管しても困難なことを見越して再検討するのが問われてくるように思う。
委員	各地区に2所ずつ公立保育所を存続させるべきという話をさせてもらったが、これは最低限の話であり、今ある公立保育所は公立のまま存続させるのが基本である。お金がないから民間に建替えてもらうという発想自体が悲しい。
保育管理課長	市としても出生数や出生率を見ながら検討していく必要がある一方、本市の保育ニーズは依然として増加が続いている。確かに子どもの数は減っているが、共働き世帯が増える中、保育ニーズが増えている地域があることも踏まえ、両面を見ながら検討していく必要があると考えている。

協議事項(2) 議事要旨

発言者	発言内容
座長	これまでの移管条件では、応募資格を社会福祉法人に限定していたが、今後、民間移管する場合、学校法人も対象に含める考えはあるか。
事務局	応募資格については、保育所は児童福祉施設であり、児童福祉施設の運営経験という点を重視する中、これまで保育園や認定こども園の運営経験のある社会福祉法人に限定してきた。 学校法人を含めてはどうかとのご意見を懇話会から何度かいただいているが、現状、今後の移管条件は何も決まっていない。今後、移管条件を検討していくに当たり、学校法人を対象に含めた方が良い理由などご意見をいただければ、ぜひ参考にさせていただきたい。
委員	数年前から、市外の学校法人が保育所の運営を行っているケースがあるが、そのときの判断基準はどうだったのか。
保育企画課長	それは、新規保育所の設置運営法人を公募した際の事例である。考え方として、保育所の運営については、公平・公正性の観点から、応募法人に社会福祉法人、学校法人の他、NPOや株式会社も対象に募集を行った。ただし、開設に当たった整備工事や準備経費に係る補助は、法人として公益性・公共性のある社会福祉法人や学校法人等に限定し、株式会社等は対象外とした。こうした条件の下、募集・選定を行った結果、最適団体として学校法人が選定されたところである。
座長	保育施設を新設するときに学校法人も可としているのであれば、民間移管でも同様の扱いにする方が整合性は図れると思う。
委員	学校法人に関しては、対象に含めるのが妥当だと思う。一方、株式会社を対象に含めるのかについては、一定議論をしておく必要があるように思う。尼崎市として応募対象に含めるのか、それとも一定の基準を設けるのか、どのような考え方なのかお伺いしたい。
事務局	例えば大阪市の民間移管では、応募資格に株式会社を含み、実際に移管法人に選定された事例もあり、他都市の事例も参考にしながら検討していく必要があると思うが、株式会社は、宿命的に利益を生み出さなければならぬ部分があるので、民間移管を考えたとき、元々公立保育所だった施設の運営法人が株式会社になることで、保護者から出費がかさむことになるのではないかとといった不安の声がたくさん出てくることも想定される。

発言者	発言内容
事務局 (前頁からの続き)	<p>本市は、民間移管にあたって、保護者の納得や合意を得ながら、物事を進めていくアプローチを取っているため、株式会社を運営法人とすることで保護者の不安を喚起しないかは、十分配慮していく必要があると考えている。応募資格の段階から株式会社を排除するのか、選定の中で判断していくのかといった議論もあるかとは思いますが、保護者の意向等を考えると、株式会社の参入はハードルが高いのではないかと感じている。</p>
保育企画課長	<p>新設保育園の場合、国の考え方として、施設整備費の補助対象を社会福祉法人と学校法人とし、必要な場合は、株式会社にも補助金を交付することができる仕組みであった。本市としては、公共性・公益性が高い法人を重視し、社会福祉法人と学校法人は補助対象にしたが、株式会社は収益を追求されるものとして補助対象にしない方向で整理した。</p> <p>民間移管についても、新設保育園と同様、公共性・公益性の高い法人を対象にするのが妥当ではないかと考えている。</p>
委員	<p>移管条件の議論は本日で終了になるのか、もう少し時間をかけることが可能なのか伺いたい。</p>
事務局	<p>当初、懇話会を立ち上げたときに6回程度の開催を想定してお伝えしたが、本日5回目の開催日であり、議事が本日の会議の中で収まらず、次回も継続との結論になれば、当然、第6回の議事として取り上げることは可能と考えている。今後の予定として、庁内の検討会議に、公立保育所15所の位置付けに係る懇話会意見を報告し、内容を検討させていただき予定としており、検討結果を第6回懇話会で報告する予定としていたため、第6回懇話会は開催する想定でいた。</p>
委員	<p>子どもも保護者も安心できる移管条件の設定が必要であり、移管ありきで移管条件を緩和することは好ましくないと思う。例えば、これまでの職員要件で、実務経験10年以上の者を2人、4年以上の者を1/3以上と定めているが、確かに昨今の保育士不足の中、厳しい場合もあるだろうが、経験のある保育士が従事することは保護者の安心感にもつながる。</p> <p>これまでの民間移管の取組の中で、見えてきた課題もあると思うので、移管条件をしっかりと検証し、応募者には厳しい条件かもしれないが、保育の質や水準を保つ上で必要な条件とは何かといった視点で検討が必要ではないか。</p> <p>例えば、これまでの応募資格で、新設法人を可としているが、これはリスクがあるのではないか。既に保育施設を運営している法人には実地調査や保育内容の確認が可能だが、新設法人にはそれができないため、保育内容の確認が取れない。</p> <p>また、共同保育の実施期間も2か月なのは短いと感じている。</p>
事務局	<p>新設法人を対象にするかは、今後検討が必要と感じている。これまで30所の民間移管を進める中、新設法人が選定された事例も相当数含まれ、特に平成10年代の移管では、社会福祉法人格をお持ちの団体が少なく、運営母体が別の団体が、保育所の運営を行いたいと新たに社会福祉法人格を取得され応募された事例が相当数あったようである。新設法人を対象にした場合、選定審査の過程で、片方は系列園の状況を実地調査できるのに、新設法人は全く初めてのため申請書類のみで判断することになるなど、公平性の点で問題があると感じている。</p>

発言者	発言内容
事務局 (前頁からの続き)	共同保育の実施期間が2か月なのは短いのではないかとのご意見は、ごもっともだと思う。常時ではなく、スポットで入っていただくとか、費用面の補助など市としても対応が必要な部分はあるが、例えば大阪市では、共同保育の期間を1年に設定している事例もあるので、他都市の事例も参考に、今後、期間の検討を行っていきたい。
保育企画課長	<p>応募資格で新設法人を可とすると、やはりリスクが高まる場所であり、施設の運営経験がある社会福祉法人の実際の保育の様子を確認することがリスクの回避策でもあると考えている。実地調査については、これまでの選定審査の中で実施したことはないが、応募法人が実際に行っている保育内容を確認することも重要だと考えている。</p> <p>保育士に関しては、確保が難しい状況であり、移管条件の緩和と、きちんとした保育が行われるかといった観点の両面から検討するべき課題であると認識している。</p> <p>共同保育についても、期間の検討を行っていきたい。</p>
委員	<p>新設法人が選定された事例が過去にはあるとのことだったが、過去と今の状況はかなり異なっており、これまで市が行ってきた民間移管を振り返ると、一定のリスク回避は止むを得ないのではないかと考えている。</p> <p>また、園舎の建設でも、建設資材や労務単価の高騰、人員の不足などで建設費用のオーバー、完成時期の遅延などが発生しており、こうしたことも慎重に見ていく必要があると感じている。</p>
委員	<p>応募資格の中で、市外法人も可としているが、やはり市内法人を優先で考えていただきたい。</p> <p>また、引継ぎとか共同保育に関して、公立の保育士に加え、移管先の保育士が入ることで、先生で溢れかえる状況は、あまりよろしくないと感じている。また、民間移管する場合、公立保育士の3分の2は移管先の保育所に移籍してもらうようにすれば、子どもや保護者はもちろん、事業者にとってもありがたいので検討いただきたい。</p>
委員	<p>関連で伺いたいのだが、他の自治体では、公立保育所で勤務していた非正規の保育士が希望する場合、移管先の正規保育士として雇用されることが推奨されている事例もあるが、尼崎市の状況はどうか。</p>
保育企画課長	<p>公立保育所で正規で働く保育士は、地方公務員法の兼ね合いで移管先の法人保育園で働くことは困難だが、非正規の保育士については、契約期間の更新前に、移管先法人での勤務意向を聞き、実際に転職された事例はある。</p>
委員	<p>移管先法人を募集し、応募法人が1者しかなかった場合はどうなるのか。1次審査で最低基準を満たさない法人は評価対象外としているが、2次審査で基準に達しなかった場合、選定しないこともあり得るのか。</p>
事務局	<p>応募法人が1者にとどまった事例は過去にもあり、たとえ1者であっても移管法人選定委員会で審査を行うことになる。1次審査で最低基準を満たさない場合は評価対象外となり、また、2次審査で選定委員に適切でないと判断されると、該当団体なしとして、改めて再募集を行うこともあり得る。第4次民間移管の際、応募法人が1者にとどまった事例は実際にあったが、当該法人が選定審査をクリアし、移管法人として決定された経緯がある。</p>

発言者	発言内容
委員	<p>応募資格で株式会社を含めてしまうと、利益の追求が優先され、保護者の不安が高まる恐れがある。また、社会福祉法人に比べて倒産のリスクがあることも危惧している。</p> <p>また、共同保育については原則2か月間の実施期間が定められているものの、従事人数や従事時間など詳細が定まっておらず、第5次計画では移管条件の中で決めておく必要があるのではないかと感じている。保護者の立場としては、共同保育の期間中、各クラスの担任には参加いただきたいとの思いがある。</p>
保育管理課長	<p>先ほどの御質問で、応募法人が1者にとどまり、適切な団体が選定できなかった場合の対応については、例えば大阪市では、翌年度に改めて再募集を行うなどの対応を行っており、こうした他都市の事例も研究しながら、選考のあり方を検討していきたいと考えている。</p>
保育企画課長	<p>倒産リスクは株式会社に限った話ではなく、社会福祉法人も学校法人も同様だが、法人としての経営努力をされ、適切に運営を行っている。</p> <p>共同保育については、年度末の2か月でやってしまうと、卒園式や異動などがあるため、従事者の負担が大きくなる。期間を延ばして薄く長くといった方法も研究していきたい。</p>
座長	<p>私からも何点か検討いただきたいことを申し上げたい。</p> <p>まず利用定員に関しては、これまで定員増を移管条件にされていたが、現在の状況だと地域ニーズを踏まえて定員を設定する必要があり、今後、状況によっては定員減も検討する必要があると考えている。</p> <p>また、ゼロ歳児保育を必須要件とするかどうかとも検討が必要である。西長洲保育所のように2階部分の活用が難しく、ゼロ歳児を受入れるための施設改修が困難な保育所もある。</p> <p>職員要件についても、基本的方向を策定した平成19年当時は、保育士等キャリアアップ研修の制度も仕組み自体も存在しなかった。移管条件の設定では、当該研修の受講者がきちんと配置されるような仕組みづくりが必要である。これまでの移管条件では、古い時代の保育の価値観のまま続けておられる保育士が集まってしまう恐れがあるため、時代を反映した項目を職員要件に入れ込む必要がある。そうすることで保護者の安心感・安定感にもつながっていくのではないだろうか。</p> <p>最後に、土地の貸付料についてだが、市場性のある地域の保育所では、その条件で対応可能なところもあるかもしれないが、例えば市場性に疑問符がつく保育所を民間移管した場合、法人が移管11年目以降、貸付料の支払いが可能なのか十分検討しておく必要がある。少子化が加速する中、貸付料を徴収することになる移管11年後に子どもの数が今より増えることはあり得ないので、子どもの数が減ることを前提にした仕組みづくりが必要である。</p>
委員	<p>事務引継ぎが半年又は1年程度となっているが、公立保育の継承を行うのなら、年間計画に沿って1年スパンで見てもらう必要があるのではないか。例えば運動会など大きな行事の引継ぎがなければ公立保育のノウハウの蓄積が生かせないので、引継ぎは1年又はそれ以上が望ましいのではないか。</p>

発言者	発言内容
委員	<p>先ほど保育管理課長から尼崎の保育ニーズは未だ増加しているとの説明があったが、少子化は国の想定を上回るペースで進行するなど国の予想は全く当たっておらず、兵庫県内でも子どもの減少で困っている保育園が多数出現している状況である。子どもの数が減少する時は加速度的に落ちていくとも言われており、そうした中、質の高い保育を行うためには法人の強固な財政基盤が必要であり、法人の経営が立ち行かなくなれば保護者にも悪影響を及ぼす。こうした状況を踏まえ、利用定員の設定を慎重に検討していく必要がある。</p> <p>また、移管11年後に土地貸付料を徴収することも、あくまで今の視点で市の財政を考慮して作った条件と思わざるを得ない。</p> <p>少子化が一層進行する中、民間移管をこれ以上進めてよいのかの思いを持っている。民間移管しても法人による運営が可能なのは、現公立保育所のうち1～2所程度である。既存の法人保育園の将来の運営さえ危ぶまれる時代に、市が民間移管を推進することを懸念している。</p> <p>最後に、新設園の開設時期が4月以外になった事例があったが、4月開所にしてもらった方が周りの園も安心できる。例えば小規模保育事業所の保護者は、子どもが3歳になると転園させる必要があり、年度当初の4月に通所できるよう、年度途中で保育園が開設されると、そこに転園してしまうケースが見られる。そのため、一部の小規模保育事業所では年度途中の退所で経営に大きなダメージを受けるので、そのあたりの考え方を伺いたい。</p>
保育企画課長	<p>新設園については、工事の関係上12月に開所した事例もある。ただし、民間移管では、引継ぎ期間として半年か1年かけることにしているため、4月開所が良いと考えている。これまで民間移管で年度途中で開所した事例はなく、開所に当たっての引継ぎも慎重に行う必要があることから、民間移管に当たっては4月開所をベースに検討していきたい。</p> <p>また、利用定員については、これまで待機児童対策として定員増を条件にしていたが、少子化が想定よりもかなり早いペースで進行しているため、利用定員も今後は増やすよりも、維持もしくは地域のニーズに応じて、慎重に検討していくべきと考えている。</p>
座長	<p>移管法人選定の流れについて、意見はないか。</p>
委員	<p>過去、選定委員を務めたことがあるが、選定の流れ自体に、特に問題は感じなかった。</p>
保育企画課長	<p>第4次民間移管の検証を踏まえ、今後、選定審査基準を検討していく必要があると考えている。特に系列園で自治体から指導を受けていないか、指導事項があれば必ず提出するよう定めるなど検討していく必要があると考えている。</p>
委員	<p>過去、移管法人に応募した際、コロナ禍だったため、保護者向けプレゼンテーションをネットで実施することになったが、応募者としての熱意がどの程度、保護者に伝わったのか疑問に感じた。選定委員も、保育内容に関するこちらの説明に聞く耳を持ってもらえなかったのは残念だった。</p>
座長	<p>民間保育の独自性と公立保育の継承との整合性が図られるような審査基準が望まれる。そのあたりの設定を検討いただければと思う。また、公立保育所の保育内容をそのままコピーして民間法人が実施するようでは、民間移管のメリットを生かせない。</p>

発言者	発言内容
座長 (前頁からの続き)	また、公立保育の継承を考える時、人権保育をどのように継承するか法人の考え方を確認する必要がある。例えば、こども基本法、はじめの100か月の育ちビジョン、基本的な人権に関する知識や理解、これまで尼崎市で培ってきた人権保育の考え方などを書類審査や面接審査の中で問い、質の高い保育を実践する法人が選定される仕組みづくりが必要である。
委員	第4次計画当時の職員要件が、今の時代にどこまで職員の質が担保できるのか疑問である。園長の要件を定めても、1年も経たずに園長が交代する事例も出てきており、職員要件の設定は慎重にお願いしたい。
座長	予定時間もあるので、ここで一旦区切らせていただきたい。事務局から連絡事項があれば報告願いたい。
事務局	議事の中で申し上げたとおり、今後の予定として、懇話会からいただいた意見を庁内の検討会議に報告し、内容を検討させていただきたい。検討結果を第6回懇話会で報告するが、次の懇話会開催まで期間が空くことをご了承いただきたい。
座長	それでは、予定していた議事は全て終了したので、本日の懇話会を閉会する。